

★ 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第四十号）（こども家庭課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）において、社会福祉法の一部が改正され、社会福祉施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、社会福祉施設のうち婦人保護施設の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 職員

(一) 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員その他当該施設の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。

(二) 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。

2 施設長の資格要件

施設長は、婦人保護施設を運営する能力と熱意を有する三十歳以上の者であつて、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1) 社会福祉法（以下「法」という。）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事した者であること。

(2) 罰金以上の刑に処されたことがない者であること。

3 構造設備の一般原則

婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

4 設備の基準

(一) 婦人保護施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

(二) 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 次のアからウまでの要件を満たす居室

ア 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等が占める面積を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 入所者の寝具を収納するための設備のほか、各人別に身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。

(2) 静養室

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面所

- (6) 便所
 - (7) 洗濯室
 - (8) 集会室兼談話室
 - (9) 談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けた相談室
 - (10) 就労に関する指導及び援助を行うための作業室
 - (11) 入所者等を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器を備えた医務室
 - (12) 調理室
 - (13) 事務室
 - (14) 宿直室
- 5 居室の定員
一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。
- 6 非常災害対策
- (一) 婦人保護施設の設置者は、非常災害に対処するための具体的な計画を立てなければならない。
 - (二) 婦人保護施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 7 保健衛生
- (一) 婦人保護施設の設置者は、入所者に対し、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。
 - (二) 婦人保護施設の設置者は、居室その他入所者が常時使用する設備を、常に清潔にしなければならない。
 - (三) 婦人保護施設の設置者は、入所者等の使用する食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
 - (四) 婦人保護施設の設置者は、当該婦人保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 8 自立の支援
- (一) 婦人保護施設の設置者は、入所者が自立し、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、入所者ごとに自立促進計画を定め、当該計画に従って就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。
 - (二) 自立促進計画の作成並びに指導及び援助にあたっては、入所者の意思を尊重しなければならない。
 - (三) 婦人保護施設の施設長は、入所者の基本的な生活習慣の習得を支援するため、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する規程を定めなければならない。
- 9 給食
- (一) 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体の状況及びし好を考慮したものでなければならない。

- (二) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
 - (三) 栄養士を置かない婦人保護施設の設置者は、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。
- 10 給付金として支払を受けた金銭の管理
婦人保護施設の設置者は、入所者に係る知事が定める給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。
- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準じるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
 - (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
 - (3) 入所者に係る金銭の給付を受け、又は当該金銭を使用した場合には、その収支の状況を記録すること。
 - (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。
- 11 帳簿の整備等
婦人保護施設の設置者は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況（自立促進計画、入所者に係る金銭の収支の状況の記録及び苦情の内容等の記録を含む。）を明らかにする帳簿を整備し、備え付けなければならない。
- 12 秘密保持
- (一) 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - (二) 婦人保護施設の設置者は、当該婦人保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 13 苦情への対応
- (一) 婦人保護施設の設置者は、入所者に対して行った処遇に関する当該入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
 - (二) 婦人保護施設の設置者は、苦情を受け付けたときには、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
 - (三) 婦人保護施設の設置者は、入所者に対して行った処遇に関し、婦人相談所から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
 - (四) 婦人保護施設の設置者は、婦人相談所から(三)の改善についての報告を求められた場合は、その内容を報告しなければならない。
 - (五) 婦人保護施設の設置者は、法第八十五条第一項の規定により運営適正化委員会が行

う調査に誠意をもって対応し、苦情の解決に努めなければならない。

14 関係機関との連携

婦人保護施設の設置者は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子福祉団体、公共職業安定所、公共職業能力開発施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

三 施行期日

平成二十四年十月一日

★ 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例（条例第四十一号）（医務課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）において、医療法の一部が改正され、病院の開設等の許可の申請があった場合等における既存の病床数等の補正の基準、専属薬剤師の設置の基準並びに病院等の人員及び施設の基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定める。

二 条例の内容

1 既存の病床数等の補正の基準

(一) 病院又は有床診療所の開設又は増床若しくは病床の種別の変更の申請がなされた場合等において行う病床数の補正は、次に定める病院及び診療所（以下「国の所管に係る病院等」という。）について行うものとする。

- (1) 国の開設する病院又は診療所であつて、総務省、法務省、財務省、林野庁又は防衛省が所管するもの
- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院又は診療所
- (3) 特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所
- (4) 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設である病院又は障害者自立支援法に規定する療養介護を行う施設である病院
- (5) 独立行政法人自動車事故対策機構に規定する施設である病院又は診療所

(二) 既存の病床数等の補正は、次に定める者の数を、国の所管に係る病院等の利用者の数から減じた数を、国の所管に係る病院等の利用者の数で除した数に、既存の病床数及び申請に係る病床数を乗じて行うものとする。

- (1) (一)の病院又は診療所（自衛隊の病院又は診療所を除く。）を利用する(一)(1)の省庁に所属する職員及びその家族
- (2) 自衛隊の病院又は診療所を利用する自衛隊の隊員等
- (3) (一)(2)の病院又は診療所を利用する労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者（業務上の災害を被つた者に限る。）
- (4) (一)(3)の病院又は診療所を利用する特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族
- (5) (一)(4)の病院の入院患者
- (6) (一)(5)の病院又は診療所の入院患者

(三) (二)のほか、既存の病床数等の補正は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 無菌病室又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、これらの病室等の入院患者が当該治療室等における治療の終了後に専ら入院のために

用いるための病床が同一病院内に確保されているもの及び放射線治療病室については、既存の病床数及び申請に係る病床数に算定しない。

(2) 介護老人保健施設の入所定員は、その数に〇・五を乗じた数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定する。

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床については、既存の病床数に算定しない。

2 既存の病床数とみなす介護老人保健施設における入所定員

介護老人保健施設の入所定員に〇・五を乗じた数を既存の病床数とみなす。

3 専属薬剤師の設置の基準

開設者が専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、病院及び医師が三人以上勤務する診療所とする。

4 病院の人員の基準

病院に置くべき看護師その他の従業者の員数は、次に定めるとおりとする。

(1) 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもって除した数と精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもって除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもって除した数とを合算した数の薬剤師

(2) 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者の数を三をもって除した数とを合算した数に、外来患者の数を三十をもって除した数を加えた数の看護師又は准看護師

(3) 療養病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数の看護補助者

(4) 病床数百以上の病院にあつては、一の栄養士

(5) 病院の実状に応じて必要な数の診療放射線技師、事務員その他の従業者

(6) 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じて必要な数の理学療法士又は作業療法士

5 病院の施設及び構造の基準

(1) 蒸気、ガス又は薬品を用いることその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができる消毒施設及び洗濯施設

(2) 療養病床の入院患者相互及び入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有する談話室

(3) 内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さの床面積を有する食堂

(4) 身体の不自由な者が入浴するのに適した浴室
療養病床を有する診療所の人員の基準

6

療養病床を有する診療所に置くべき看護師その他の従業者の員数は、次に定めるとおりとする。

(1) 療養病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数の看護師又は准看護師

(2) 療養病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数の看護補助者

(3) 療養病床を有する診療所の実状に応じて必要な数の事務員その他の従業者

7 療養病床を有する診療所の施設及び構造の基準

5(2)から(4)までに同じ。

三 施行期日等

1 施行期日

平成二十四年十月一日

2 介護老人保健施設の入所定員に関する経過措置

当分の間、介護老人保健施設の入所定員は、既存の病床数に算定しない。

3 精神病床を有する病院の人員に関する経過措置

当分の間、精神病床を有する病院については、精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもって除した数を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数から減じた数の看護補助者を看護師又は准看護師に代えることができる。

4 転換病床を有する病院の人員に関する経過措置

精神病床又は療養病床を有する病院であつて、平成二十四年三月三十一日までの間に知事に届け出た転換病床を有する病院に置くべき看護師又は准看護師及び看護補助者の員数については、当該病院の病床を転換するまでの間（平成三十年三月三十一日までの間に限り、次に定めるとおりとする）。

(一) 療養病床に係る入院患者の数を六をもって除した数と転換病床に係る病室の入院患者の数を九をもって除した数と精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者の数を三をもって除した数とを合算した数に、外来患者の数を三十をもって除した数を加えた数の看護師又は准看護師

(二) 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と転換病床に係る病室の入院患者の数を九をもって除した数に二を乗じて得た数とを合算した数の看護補助者

5 療養病床を有する病院の人員に関する経過措置

療養病床を有する病院であつて特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師若しくは准看護師及び看護補助者の員数が二・4(2)及び(3)の員数に満たないもの（以下「特定病院」という。）の開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、平成二十四年四月一日において特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合に置くべき看護師又は准看護師及び看護補助者の員数については、平

成三十年三月三十一日までの間に限り、次のとおりとする。

(一) 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者の数を三をもって除した数とを合算した数に、外来患者の数を三十をもって除した数を加えた数の看護師又は准看護師

(二) 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数の看護補助者
療養病床を有する診療所の人員に関する経過措置

6 療養病床を有する診療所に置くべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数は、当分の間、二六(1)及び(2)にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を二をもって除した数とする。ただし、そのうち一については看護師又は准看護師としなければならない。

7 特定介護療養型医療施設である療養病床を有する診療所等に関する経過措置

(一) 療養病床を有する診療所であつて特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師若しくは准看護師と看護補助者の員数がそれぞれ二六(1)及び(2)に定める数に満たない療養病床を有する診療所(以下「特定診療所区分一」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、平成二十四年四月一日において特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所区分一であることを知事に届け出た場合に置くべき看護師又は准看護師と看護補助者の員数は、平成三十年三月三十一日までの間は、それぞれ療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数とする。

(二) 療養病床を有する診療所であつて特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師、准看護師及び看護補助者の員数が六に定める数に満たない療養病床を有する診療所(以下「特定診療所区分二」という。)であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、平成二十四年四月一日において特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所区分二であることを知事に届け出た場合に置くべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数は、平成三十年三月三十一日までの間に限り、療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもって除した数とする。ただし、そのうち一については看護師又は准看護師としなければならない。

8 旧療養型病床群を有する病院及び診療所の施設に関する経過措置

平成十三年三月一日において旧医療法により開設の許可を受けている病院又は診療所の建物内に旧療養型病床群に係る病床を有する病院又は診療所であつて、二五及び七の基準に適合しないものについては、これらの基準は適用しない。

★ 生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第四十二号）（社会援護課）

一 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）において、生活保護法の一部が改正され、保護施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定める。

二 条例の内容

1 総則

(一) 職員の資格

(1) 保護施設（医療保護施設を除く。(二)において同じ。）の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に三年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(2) 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(二) 職員の専従

保護施設の職員は、専ら当該保護施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。

(三) 非常災害対策

(1) 保護施設の設置者は、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対処するための具体的な計画を立てなければならない。

(2) 保護施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(四) 苦情への対応

(1) 保護施設の設置者は、利用者に対して行った処遇に関する当該利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

(2) 保護施設の設置者は、(1)の苦情を受け付けたときには、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(3) 保護施設の設置者は、利用者に対して行った処遇に関し、法第十九条第四項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(4) 保護施設の設置者は、実施機関から(3)の改善についての報告を求められた場合は、その内容を報告しなければならない。

2 救護施設

(5) 保護施設の設置者は、社会福祉法第八十五条第一項の規定により運営適正化委員会が行う調査に誠意をもって対応し、苦情の解決に努めなければならない。

(一) 職員の配置の基準

(1) 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

ア 施設長

イ 医師

ウ 生活指導員

エ 介護職員

オ 看護師又は准看護師

カ 栄養士

キ 調理員

(2) 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、おおむね入所者の数を五・四で除して得た数以上とする。

(3) サテライト型施設を本体施設の設置者が設置する場合にあっては、当該サテライト型施設の職員は、本体施設の職員を兼ねることができる。

(二) 設備の基準

(1) 救護施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

(2) 救護施設は、当該救護施設の用に供する専用の設備として次に掲げるものを設けなければならない。

ア 次の(ア)から(エ)までの要件を満たす居室

(ア) 階に設けてはならないこと。

(イ) 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等が占める面積を除き、三・三平方メートル以上とすること。

(ウ) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(エ) 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

イ 次の(ア)及び(イ)の要件を満たす静養室

(ア) 医務室又は介護職員室に近接して設けること。

(イ) 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ウ 食堂

エ 集会室

オ 浴室

カ 居室のある階ごとに設けた洗面所

キ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けた便所

- ク 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査に用いる設備を備えた医務室
 - ケ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いた調理室
 - コ 事務室
 - カ 宿直室
 - シ 居室のある階ごとに居室に近接して設けた介護職員室
 - ス 面接室
 - セ 洗濯室又は洗濯場
 - ソ 汚物処理室
 - タ 霊安室
- (三) 衛生管理等
- (1) 救護施設の設置者は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
 - (2) 救護施設の設置者は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- (四) 生活指導等
- (1) 救護施設の設置者は、入所者に対し、生活の向上及び更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。
 - (2) 救護施設の設置者は、入所者に対し、その精神及び身体の状態に応じ、精神及び身体機能を回復し、又は当該機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。
- (五) 給付金として支払を受けた金銭の管理
- 救護施設の設置者は、入所者に係る知事が定める給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。
- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準じるもの（当該金銭の運用により生じた収益を含む。以下(2)及び(3)において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
 - (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
 - (3) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。
- (六) 規模
- (1) 本体施設の施設並びに設備及び備品は、三十人以上の人員を入所させることができるものでなければならない。
 - (2) サテライト型施設の施設並びに設備及び備品は、五人以上の人員を入所させることができるものでなければならない。

(七) 居室の定員

救護施設の一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(八) 被保護者の割合

救護施設の入所者のうちに被保護者の占める割合は、おおむね百分の八十以上でなければならぬ。

3 更生施設

(一) 職員の配置の基準

(1) 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

ア 施設長

イ 医師

ウ 生活指導員

エ 作業指導員

オ 看護師又は准看護師

カ 栄養士

キ 調理員

(2) 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所者の数が百五十人以下の更生施設にあつては六人以上、入所者の数が百五十人を超える更生施設にあつては六人に百五十人を超えて四十人を増すごとに一人を加えて得た数以上とする。

(二) 設備の基準

更生施設は、当該更生施設の用に供する専用の設備として次に掲げるものを設けなければならぬ。

(1) 居室

(2) 静養室

(3) 集会室

(4) 食堂

(5) 浴室

(6) 洗面所

(7) 便所

(8) 医務室

(9) 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けた作業室又は作業場

(10) 調理室

(11) 事務室

(12) 宿直室

(13) 面接室

(14) 洗濯室又は洗濯場

(三) 生活指導

更生施設の設置者は、入所者の勤労意欲を高めるとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならぬ。

(四) 作業指導

更生施設の設置者は、入所者に対し、更生計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならぬ。

(五) 規模

更生施設の施設並びに設備及び備品は、三十人以上の人員を入所させることができずるものでなければならぬ。

(六) 被保護者の割合

更生施設の入所者のうちに被保護者の占める割合は、おおむね百分の八十以上でなければならぬ。

(七) 準用

衛生管理等については2(三)を、給付金として支払を受けた金銭の管理については2(五)を、居室の定員については2(七)を更生施設に準用する。

4 授産施設

(一) 職員の配置の基準

授産施設には、次に掲げる職員を置かなければならぬ。

(1) 施設長

(2) 作業指導員

(二) 設備の基準

授産施設は、当該授産施設の用に供する専用の設備として次に掲げるものを設けなければならぬ。

(1) 次のア及びイの要件を満たす作業室

ア 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。

イ 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 作業設備

(3) 食堂

(4) 洗面所

(5) 男子用と女子用を別に設けた便所

(6) 事務室

(三) 自立指導

授産施設の設置者は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(四) 工賃の支払

授産施設の設置者は、生産活動に従事している利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(五) 規模

授産施設の施設並びに設備及び備品は、二十人以上の人員を利用させることができないものでなければならない。

(六) 被保護者の割合

授産施設の利用者のうちに被保護者の占める割合は、おおむね百分の五十以上でなければならない。

(七) 準用

衛生管理等については2(三)（医薬品、衛生材料及び医療機器の管理に係る部分を除く。）を授産施設に準用する。

5 宿所提供施設

(一) 職員の配置の基準

宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。

(二) 設備の基準

宿所提供施設は、当該宿所提供施設の用に供する専用の設備として次に掲げるものを設けなければならない。

(1) 居室

(2) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いた炊事設備

(3) 便所

(4) 面接室

(5) 事務室

(三) 生活相談

宿所提供施設の設置者は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

(四) 規模

宿所提供施設の施設並びに設備及び備品は、三十人以上の人員を利用させることができるものでなければならない。

(五) 居室の利用世帯

宿所提供施設の設置者は、やむを得ない理由がある場合を除き、一の居室を二以上の世帯に利用させてはならない。

(六) 被保護者の割合

宿所提供施設の利用者のうちに被保護者の占める割合は、おおむね百分の五十以上でなければならない。

(七) 準用

衛生管理等については2(三)(医薬品、衛生材料及び医療機器の管理に係る部分を除く。)を宿所提供施設に準用する。

6 医療保護施設

医療保護施設の設置者は、医療法の定めるところにより当該医療保護施設を管理し、運営しなければならない

三 施行期日

平成二十四年十月一日

★ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十三号）（人事課）

一 改正の理由

口蹄疫等の家畜伝染病に係る防疫作業に従事した場合における防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の額を定めるとともに、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島原発」という。）の事故に係る警戒区域等の見直しに伴い、東日本大震災に係る災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の額の改定等を行った。

二 改正の内容

1 防疫等作業従事職員の特殊勤務手当に関する改正

口蹄疫その他の人事委員会規則で定める家畜伝染病に係る防疫作業に従事した場合に支給する当該手当の額を、一日につき三百八十円（著しく危険であると人事委員会が認める防疫作業に従事した場合は、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）とした。

2 東日本大震災に係る災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当に関する改正

次のとおり当該手当の額の改定等を行った。

区 分		現 行		改 正 案	
福島原発の敷地内		人事委員会が定める施設の外 二〇、〇〇〇円 （心身に著しい負担を与える と人事委員会が認める作業に 従事した場合 四〇、〇〇〇 円を超えない範囲内で人事委 員会が定める額）	人事委員会が定める施設の外 一三、三〇〇円	人事委員会が定める施設内 三、三〇〇円	
		人事委員会が定める施設内 五、〇〇〇円			
帰還困難区域	(新設)			屋外 六、六〇〇円	
				屋内 一、三三〇円	
				屋外 三、三〇〇円	
				屋内 六六〇円	
居住制限区域	(新設)		屋外 一〇、〇〇〇円 （心身に著しい負担を与える と人事委員会が認める作業に 従事した場合 二〇、〇〇〇 円）	屋外 六、六〇〇円	
			屋内 二、〇〇〇円	屋内 一、三三〇円	
警戒区域			屋外 五、〇〇〇円	(現行どおり)	
			屋内 一、〇〇〇円		
計画的避難区域			屋外 二、五〇〇円	(廃止)	
			屋内 二、〇〇〇円		
屋内退避指示区域			屋外 二、五〇〇円	(廃止)	
			屋内 二、〇〇〇円		

三 施行期日

平成二十四年七月六日

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）（税務課）

一 改正の要旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十四年七月六日

★ 広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（県民活動課）

一 改正の要旨

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の題名を改正した。

二 施行期日

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日の日を遅くする日

★ 道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）（道路企画課）

一 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）において、道路法の一部が改正され、県が管理する県道（以下「道路」という。）に設置する道路標識の寸法を条例で定めることとされたことに伴い、必要な事項を定めるため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

- 1 法第四十五条第三項の規定により条例で定める道路標識の寸法は、道路の通行者又は利用者が、目的地若しくは経過地の方向若しくは距離又は道路及びその沿道における交通の危険若しくは注意を払う必要がある道路の状況を容易に視認できること等を考慮して、規則で定める寸法とした。
- 2 1にかかわらず、道路の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況を勘案して、安全かつ円滑な交通の確保と景観の保全を図るため必要があるときは、規則で定める範囲内で、1の規則で定める寸法を拡大又は縮小することができるものとした。

三 施行期日

平成二十四年八月一日

★ 広島県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）（住宅課）

一 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）において、公営住宅法の一部が改正され、公営住宅等の整備基準について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 公営住宅等の整備の基準を次のとおり定めることとした。

- (一) 快適で魅力ある地域社会の形成
公営住宅等は、その周辺地域における快適で魅力ある地域社会の形成に資するよう考慮して整備する。
- (二) 良好な居住環境の確保
公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者（同居者を含む。以下同じ。）及び駐車場の利用者その他の共同施設の利用者が便利で快適に居住し、又は利用できるように整備する。
- (三) 費用の縮減への配慮
公営住宅等は、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮して建設する。
- (四) 位置の選定
公営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）は、災害の発生のおそれが多い土地及び居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避けるとともに、その位置は、入居者の日常生活の利便を考慮して選定する。
- (五) 敷地の安全等
敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講じ、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設ける。
- (六) 住棟等の基準
住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺地域の良好な居住環境を確保するよう考慮して配置する。
- (七) 住宅の基準
 - (1) 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講じる。
 - (2) 住宅には、住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講じる。
 - (3) 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講じる。
 - (4) 住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講じる。

(5) 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講じる。

(ハ) 住戸の基準

(1) 公営住宅の一戸の床面積の合計は、二十五平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

(2) 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設ける。ただし、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

(3) 公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障がないようにするために必要な措置を講じる。

(九) 住戸内の各部

住戸内の各部には、高齢者、障害者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講じる。

(十) 共用部分

公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者、障害者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講じる。

(十一) 附帯施設

敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設ける。

(十二) 児童遊園

児童遊園の位置及び規模は、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。

(十三) 集会所

集会所の位置及び規模は、入居者の利便を確保した適切なものとする。

(十四) 広場及び緑地

広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持及び向上に資するように考慮する。

(十五) 通路

(1) 敷地内の通路は、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置する。

(2) 通路における階段は、高齢者、障害者等の通行の安全に配慮し、必要な手すり又は傾斜路を設ける。

2 公営住宅等の整備に関する事項を規定したことに伴い、題名を広島県営住宅設置、整備及び管理条例とした。

3 その他必要な規定の整備を行った。

三 施行期日

平成二十四年十月一日